

平成28年1月  
弁護士 井関正裕  
関西大学法科大学院客員教授

行政法特別勉強会予定

#### 「行政実体法解釈適用の方法」講義

多くの行政訴訟では、行政実体法の解釈適用が争点となる。ところが、その行政実体法上の争点について、判例は勿論、学説・文献もないことが多い。このような場合、法曹は自らの解釈力をもって行政実体法の解釈適用をしなければならない。この能力を持つことは、法曹にとって極めて重要である。

過去の司法試験では、初見の行政実体法の解釈適用の問題が毎年出題されている。しかも平成26年の試験では、公法系科目第2問（行政法）配点100点のうち75点もが行政実体法解釈適用の問題に与えられ、行政訴訟手続きの問題には25点しか与えられていない。

司法試験委員の採点実感では、行政法問題のうち実体法解釈適用問題の答案解答は、行政訴訟法問題の答案解答に比べて明らかに成績が悪いと指摘されている。

ところが、法科大学院ではこれらの対応につき授業がされていない。また受験雑誌の司法試験問題解説は簡単すぎる。この問題は実務家教員の担当分野であると思う。

私はかつて裁判官として多くの行政訴訟において行政実体法の解釈適用を行って来た。本学で行政法を教えるようになってから、改めて自分がこれまで無意識に行ってきた解釈適用の心理過程を分析してみると、それにはある程度までは共通する基本的手法があり、それは学生であっても理解し、実施できるものであることに気づいた。それで、これを教えることとした。

この授業では、5コマを用いて、司法試験問題（下記）を題材に、初見の行政実体法を解釈適用する基本的手法（追加して行政法総論理論の適用）を説明する。この授業は司法試験問題解説ではない。どのような手法で問題を解けば良いのかの講義である。この手法を理解すれば、ある程度まで間違いなく司法試験問題の解答ができる筈である。この授業は、修了生から、わかりやすく役に立ったと評価されている。特に昨年度に行ったこの講義は本年度の司法試験行政法問題の解答に大いに役に立ったと考えている。

私が本学で「行政実体法解釈適用の方法」のクラスを行うのは、今回が最後になると思う。私のこのクラスを受講したことのない人は、仮に勉強が進んでいなくとも、受講することを勧める。在學生、卒業生のいずれでも受け入れる。

受講生は自分で、平成18年－27年度の新司法試験論文式試験公法系第2問の問題を用意し、そのうち行政実体法解釈適用の設問（下記）を事前に熟読検討し、問題をクラスに持参されたい。3月14日のクラスの始めにレジュメと演習問題を配布する。

3月14日の授業では平成19年と18年の司法試験問題を取り扱う。

### 「検討する司法試験公法第2問」

平成18年問題設問1（どのような訴訟を提起するかの部分を除く）。19年問題設問2。21年問題設問2（行政手続の違法性に関する部分を除く）。23年問題設問2（2）。25年問題設問2。26年問題設問1と2。27年問題設問2

### 「行政法問題演習」

司法試験問題のように、行政訴訟法の小問と行政実体法解釈適用の小問の双方を含んだ行政法演習問題を1問行う。問題はやや高度である。クラスでは受講生に質問しながら、進める。

### 「答案の提出」

希望者は上記の「検討する司法試験問題」の一つにつき答案を提出できる。答案はメールの添付文書として、[iseki-m@mti.biglobe.ne.jp](mailto:iseki-m@mti.biglobe.ne.jp)宛に、3月13日午前6時までに、送付されたい。答案は、コメントを付した上、その問題を取り扱うクラスの開始時に返却する。（勉強が進んでいない人でも、恥ずかしがらずに）答案を提出することを勧める。

上記問題のうちでは、19年と21年の問題が面白い。